

院内掲示

2022年9月1日

当院の管理者及び届出施設基準は下記の通りです。

管理者氏名： 院長 丸山 孝紀

[許可病床数]

17床（療養病床15床 一般病床2床）

[東海北陸厚生局への届出事項に関する事項一覧]

入院にかかる届出事項

療養病床：15床

■ 有床診療所療養病床入院基本料

一般病床を除き、看護職員比率4：1 看護補助者比率4：1であり、長期にわたり療養を必要とする患者さんに看護を行う必要な器具器械が備え付けられています。

下記、有床診療所療養病床入院基本料の加算点数です。

■ 診療所療養病床療養環境加算 1

当院は長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有しており、入院している場合に算定します。

■ 療養病床看取り加算

転院又は入院した日から30日以内に看取った場合に算定します。

■ 有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算

急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者については、転院した日から起算して21日を限度として算定します。

■ 有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算

介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者に対し、治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して 21 日を限度として算定します。

■ 褥瘡対策加算 1.2

当院は適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価の体制がとられています。ADL23 点以上で、DESIGN-R 合計点や褥瘡評価期間等で算定します。

■ 栄養管理実施加算

常勤の管理栄養士による栄養管理計画に基づき、栄養管理を行った場合に算定します。

■ 療養病床退院調整加算

退院支援に係る計画の立案及びその計画に基づいた退院指導を行っています。

■ 慢性維持透析管理加算

当院で透析医療を行っている入院患者（療養病床）に算定します。

一般病床：2 床

■ 有床診療所入院基本料 1

療養病床を除き、看護職員数 7 人以上

下記、有床診療所入院基本料 1 の加算点数です。

■ 夜間緊急体制確保加算

入院患者さんの病状の急変に備えた緊急の診療体制を確保しています。また当院は下記の医療機関と連携して医療体制をとっております。

連携医療機関：医療法人社団新風会 丸山病院

■ 夜間看護配置加算 1

夜間の看護職員および看護補助数が 2 名以上

■ 看護補助配置加算 1

療養病床を除き、看護補助者が 2 名以上

■ 一般病床看取り加算

転院又は入院した日から 30 日以内に看取った場合に算定します。

■ 有床診療所急性期患者支援病床初期加算

急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者については、転院した日から起算して 21 日を限度として算定します。

■ 有床診療所在宅患者支援病床初期加算

介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者に対し、治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して 21 日を限度として算定します。

■ 栄養管理実施加算

常勤の管理栄養士による栄養管理計画に基づき、栄養管理を行った場合に算定します。

■ 一般病床退院調整加算

退院支援に係る計画の立案及びその計画に基づいた退院指導を行っています。

■ 後発医薬品使用体制加算 3

後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されている。

当院は有床診療所であり、病態等に応じて一般病床と療養病床の相互乗り入れ（転床）されます。

[入院時食事療養及び入院時生活療養施設基準]

■ 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

管理栄養士が食事療養を行っており、適時の食事が提供されます。

外来にかかる届出事項

■ **機能強化加算** 初診料にかかる

厚生労働大臣が定める、かかりつけ医機能の施設基準に適合しています。（詳記参照）

■ **外来感染対策向上加算** 初診料・再診料にかかる

診療所において平時からの感染防止対策や、浜松市医師会と連携して実施する感染症対策を講じる体制がとられています。（詳記参照）

■ **地域包括診療加算 2** 再診料にかかる

高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症、慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないものに限る）のうち2つ以上（疑いは除く）を有する患者に対し、患者の同意を得た上で、計画的な医学管理の下に療養上必要な指導及び診療、服薬管理、健康管理等を行っています。（詳記参照）

■ **時間外対応加算 1** 再診料にかかる

患者からの休日・夜間等の問い合わせや受診等に対応可能な体制をとり、その旨を周知している体制がとられています。

■ **明細書発行体制等加算** 再診料にかかる

算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数等を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付する体制がとられています。

■ **外来後発医薬品使用体制加算**

後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されている。

■ **がん治療連携指導料**

がん治療計画策定病院と連携して治療を行っています。

■ **医療機器安全管理料 1**

臨床工学技士が配置され、生命維持管理装置を用いて治療を行っています。

■ **人工腎臓 慢性維持透析 1**

厚生労働大臣が定める施設基準に基づき、適切に透析治療を行っています。

■ **透析液水質確保加算** 人工腎臓にかかる

透析液の水質を管理する臨床工学技士が配置されており、適切に透析水質管理を行っています。

■ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 人工腎臓にかかる

透析患者に対して下肢末梢動脈の虚血性病変が疑われる場合に、精密測定検査によるリスク評価等を行っている。必要に応じて専門的な治療体制を有している連携医療機関への紹介を行っています。
連携先： 浜松赤十字病院、聖隷浜松病院、浜松医科大学医学部附属病院、浜松医療センター

■ 導入期加算 1 人工腎臓にかかる

透析患者ごとの適応に応じて、腎代替療法について十分な説明を行っています。

■ 在宅療養支援診療所 3

地域における外来患者の在宅療養の提供、診療情報の一元的管理等の体制がとられている。また「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえた適切な意思決定支援に係る指針を作成しています。

■ 在宅時医学総合管理料 施設入居時等医学総合管理料

通院困難な場合、患者の同意を得て、計画的な医学管理のもと訪問診療を行っています。

[保険外負担のに関する事項]

当院は、以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

- ・ 病衣 1日 ¥50 (税別)
- ・ 診断書料 1通 ¥1,000～¥8,000 (税別)

その他、詳しくは受付までお問い合わせ下さい。

[発熱等診療医療機関（診療・検査医療機関） / 厚生労働省 特例措置事項関係]

当院は、COVID-19 にかかる検査・診療を実施しています。

■ 院内トリアージ実施料

COVID-19 感染拡大に対して、来院後速やかに院内トリアージが実施されています。

■ 二類感染症患者入院診療加算

COVID-19 感染症が疑われる患者に対して、必要な感染予防を講じた上で、外来診療を行っています。

■ 緊急医療管理加算 1

COVID-19 患者に係る外来診療を行っています

施設基準における院内掲示（詳記）

2022年4月1日

機能強化加算 …… 初診料にかかる

明細書発行体制等加算・時間外対応加算 1・地域包括診療加算 2 …… 再診料にかかる

有床診療所急性期患者支援病床初期加算・有床診療所在宅患者支援病床初期加算

有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算・有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算

…… 入院料にかかる

以下、上記施設基準の詳記になります。

■ 当院は、適切な受診につながるような助言及び指導を行うこと等、質の高い診療機能を有する体制が整備されています。

■ 当院は、直近 1 年間において地域包括診療加算 2 を算定した患者が 3 人以上います。

■ 当院は、健康相談及び保健・福祉サービスの相談に応じています。

■ 当院は、敷地内禁煙を実施しています。敷地内での喫煙はご遠慮ください。

■ 当院は診療所であり、慢性疾患の指導に係る適切な研修及び都道府県等は実施する主治医意見書に関する研修会を受講・終了した医師を配置しています。

■ 当院は、介護保険制度の利用等に関わる相談に応じています。

■ 当院は、予防接種に係る相談に応じています。

■ 当院は、必要に応じて専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。

■ 当院は、他の医療機関で処方されているお薬も含めて服薬管理を行っています。受診時にお薬手帳等、薬剤情報の提供をお願いします。

■ 当院は、在宅医療・訪問診療を実施しております。時間外対応加算 1・在宅療養支援診療所の施設基準を整備しております。また、標榜時間外においても患者さんからの電話による問い合わせに応じる体制を整備しており、下記の医療機関と連携しています。

〒430-0903 浜松市中区助信町 39 番 10 号

医療法人社団新風会 丸山病院

■ 当院は、ジェネリック薬品を推進しています。（ジェネリック薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に、厚生労働大臣の承認を受け製造販売され、同じ効能・効果を持つ医薬品です。）

- 当院は、厚生労働省の趣旨に則り、抗菌薬の適正な使用を行っています。取組については院内パンフレット及びポスター等、掲示しています。
- 当院は、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査等が記載されています。明細書発行を希望されない方は、受付までお申し出ください。
- 当院は、地域において包括的な診療を担う医療機関であること、また東海北陸厚生局への届出事項に関する事項について、院内掲示及びホームページ等に掲示する取組を行っています。

外来感染対策向上加算 初診料・再診料にかかる

以下、上記施設基準の詳記になります。

- 新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開しています。また当院は、COVID-19 にかかる検査・診療対象者は、自院での維持透析患者及び定期的に受診している一般患者に限らせていただきます。
- 新興感染症の発生時等に、発熱患者の診療を実施することを念頭に、発熱患者の導線を分けることができる体制を有しています。
- 感染防止対策部門を設置する。当該部門内に専任の看護師が院内感染管理者として配置されており、感染防止に係る日常業務を行っています。
- 院内感染管理者は、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行なうとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っています。
- 院内感染管理者により、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っています。なお、当該研修は医療安全管理体制の基準で規定されている安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行っています。
- 院内外感染管理者により、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情にあわせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだマニュアルを作成し、各部署に配布しています。
- 院内感染管理者は年2回程度、浜松市医師会が定期的に主催する院内間対策に関するカンファレンスに参加しています。また、カンファレンスはビデオ通話等でも実施してもよいとされています。
- 浜松市医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に年1回以上参加しています。

- 院内の抗菌薬の適正使用について、浜松市医師会から助言を受けています。
- 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、浜松市医師会から予め協議・助言を受けています。
- 当院の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示しています。
- 「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組を行っています。
- 細菌学的検査を外部委託しており、薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整えており、「中小病院における薬剤耐性アウトブレイク対応ガイドンス」に沿った対応を行っています。